

ご 報 告

日本弁理士会副会長 吉 田 維 夫

はじめに

日本弁理士会の副会長に就任以来はや6か月余が過ぎさりましたが、ここまではただバタバタと過ごしてきたというのが実感であります。そんななかで、私の主な担当である国際活動センターの活動状況を中心にして感じるままに以下にご報告申し上げます。

国際活動センター

ご承知のとおり、日本弁理士会では、従来から海外諸国／諸機関との関係を重視し、各国関係官庁やWIPO等の国際機関の業務に関する協力を行い、また米国のAIPLA、中国の専利代理人協会幹部、韓国弁理士会理事会等の各国の代理人団体等との協力・交流を積極的に図っています。さらに、我が国関係省庁、関係機関との連携において海外諸国／諸機関における知財保護に関連する事項についての様々な活動を展開しています。特に、我が国は、知財先進国として、知財保護制度の確立や必要な人材の育成を必要としている国々に対する協力・援助の責務を負っており、日本弁理士会でもそのような責務の遂行のための協力を行っています。例えば、WIPOのPCTリフォーム委員会やSCP(Standing Committee on the Law of Patents)等への代表の派遣を3～4回／年、米国AIPLAとの交流会を4回／年、中国専利代理人協会幹部および韓国弁理士会理事会との交流会をそれぞれ1回／年の他日中韓代理人の交流会を1回／年程度の頻度で行っています。また、特許庁国際課等の求めに応じて諸事項の協議やあるいは講師派遣等の協力を行い、発明協会のアジア太平洋工業所有権センターの人材育成事業に対する講師派遣

等の協力やジェットロの要請に応じて貿易投資円滑化支援事業のためのタイ、ベトナム、中国への講師派遣等の協力を行っています。

しかしながら、我々弁理士を取り巻く環境は最近急速にかつ大きく変化してきており、日本弁理士会の国際活動においても、それに即応した対応を含め、従来の活動の域を超えてさらなる活発かつ幅広いものが必要とされているように思われます。すなわち、弁理士を取り巻く最近の環境は、国内外を問わず、極めて急速にかつ大きく変化しつつあります。国内においては、知的財産戦略大綱の策定以来、幅広い分野にわたって議論が続けられ、本年7月に発表された知的財産推進計画に沿って具体化が図られています。そして、かかる状況下に、我々弁理士の業務も従来とは異なる異質の分野についても広がりを見せつつあります。

かかる国内の環境の変化だけでなく、対外的にも、弁理士を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、それにしなだめて弁理士が関与すべき事項が急速に増大しつつあります。国際的には、知財保護のための事務処理の減量化が図られつつあることは紛れもない事実であり、そのために各国／機関において出願手続の簡略化、方式の統一化、審査資料の相互利用等がすでに一部で具体化され、またさらなる進展に向けての検討が進められています。そればかりでなく、新聞等の報道によれば、APEC諸国間では所定の一国で登録された特許については各国でその効力を認めることが検討されているようであります。かかる傾向は、早晚他の諸国間にも広がるであろうことは想像に難くないところであります。また、模倣

品・海賊版対策のために知的財産権の侵害に対する輸入差止め等の水際対策や国内取締りが強化されようとしている。

よって、かかる環境の変化に即応して、必要な情報を各国に向けてタイミングよく発信してゆくことは重要なことであります。また、海外の環境の変化に適切に対応することができるように十分な対策を取ることも必要であります。現在の国際活動センターは、そのような対応を可能にするものであると思われます。しかしながら、より活発かつ広範な活動を展開するためには、現在の委員会としての組織では自ずと限界があり、より発展的な組織の創設が必要ではないかとも思われます。例えば、国際活動センターを新たに附属機関として構築することにより、より適切な活動を、より流動的に、より活発かつ広範に行うことが可能となると思われるのであります。国際活動センターを附属機関とすべきかについては、現在国際活動センターの国際政策部会においてご審議頂いています。今後この問題が十分にな議論され、適切な結論が得られればよいと考えています。

その他の委員会等

その他の私の担当としては、常議員会、防災会議の他、選挙管理委員会、バイオ委員会があります。常議員会では、特に、弁理士会の組織および役員制度等について精力的にご審議を頂いております。防災会議では、大災害に備えて、必要な備品、対策資金等の問題についての対策等を検討して頂いております。バイオ委員会では、特に、現在最大のトピックスの1つである医療関連行為の特許保護のあり方に関する検討等を頂いています。また、選挙管理委員会では、定時役員選挙の実行に関する職務に加えて、今春の総括副会長の再選挙に際して認識された例規上の不備に関する必要な改正事項等の問題を検討して頂いています。

おわりに

平成15年度もすでに後半になりましたが、本年度も12月に臨時総会が予定されるなど、未だ未だ重要な事項が山積しております。引き続きましてよろしくご支援の程お願い申し上げます。